

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項前段の規定により岐阜県知事から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 2 年 4 月 27 日

岐阜県監査委員	田 中 勝 士
岐阜県監査委員	加 藤 大 博
岐阜県監査委員	鈴 土 靖
岐阜県監査委員	藤 良 寛
岐阜県監査委員	長 縄 直 子

1 令和元年度随時監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

監査対象事務	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの* C	未措置 A - B - C
収入証紙及び現金の出 納管理	6	0	6	0

※「今回措置を講じたもの」については、令和2年3月30日及び4月20日に知事から通知があったもの

2 随時監査の結果に基づき講じた措置

機関名	監査結果	講じた措置
揖斐県事務 所	<p>(指導事項)</p> <p>収入証紙及び現金の管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 収入証紙の指定売りさばき人への払出し及び同数量の出納管理課からの受入れについて、収入証紙関係出納簿に記載すべきところ、これを行っていなかったため、指定売りさばき人へ払出しを行った後、出納管理課から受入れがなされるまでの間、帳簿と現物の数量が一致しない状態となっていた。</p> <p>2 収入証紙関係出納簿及び現金出納簿について、日々の受払を表計算ソフトで管理しており、1か月分をまとめて各出納簿に転記する方法で作成していたため、証跡を残すことなく過去に遡って追記や修正ができる状態となっていた。</p>	<p>収入証紙の指定売りさばき人への払出し及び同数量の出納管理課からの受入れがあった場合については、収入証紙関係出納簿へ記載する必要がないと誤認識していたため、出納管理課が発出している「市町村、各総合庁舎内並びに市町村庁舎内の売店等が証紙を販売する場合の証紙売りさばき事務取扱について」を再度徹底することにより認識を改め、今後は帳簿へ記載し、帳簿と現物の数量を常時一致させることとした。</p> <p>また、収入証紙関係出納簿及び現金出納簿については、今後は記載原因の発生の都度、表計算ソフトに記録するだけでなく各出納簿に記載することとし、証跡を残すことなく過去に遡って追記や修正することができない状態とした。</p>

<p>中濃県事務所</p>	<p>(指導事項)</p> <p>収入証紙の管理事務において、収入証紙関係出納簿の各月の累計に係る摘要欄に、収支等命令者の証紙残数量に係る確認印を得ることとなっているが、これを行っていないものがあったので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>中濃県事務所郡上駐在において管理する収入証紙関係出納簿(以下、「出納簿」という。)について、改めて記帳の記入漏れによる現物との不一致がないことを確認し、収支等命令者の確認印を得た。</p> <p>今後は、月初めに郡上駐在から収支等命令者に確認結果を報告させるとともに、速やかに出納簿を中濃県事務所に持参し、収支等命令者の確認印を得ることとした。</p>
<p>恵那県事務所</p>	<p>(指導事項)</p> <p>収入証紙及び現金の管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 収入証紙関係出納簿及び現金出納簿について、日々の受払を各出納簿に鉛筆で記載し、1か月分をまとめて清書する方法で作成していたため、証跡を残すことなく過去に遡って追記や修正ができる状態となっていた。 2 鉛筆で記載された12月分の収入証紙関係出納簿の証紙受払状況欄に複数の記載誤りがあった。 3 収入証紙関係出納簿の各月の累計に係る摘要欄に、収支等命令者の証紙残数量に係る確認印を得ることとなっているが、これを行っていないものがあった。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 「各出納簿の記載」について、日々の受払の都度ボールペンにより記載し、処理を行うこととした。 2 収入証紙関係出納簿への証紙受払状況の記載誤りについて、事務取扱担当者以外の複数者で記載内容の確認を行い、再発防止に努める。 3 月末の収入証紙関係出納簿の月計及び累計算定、記入と同時に収支等命令者の証紙残数量に係る確認印を受けるとし、事務処理の徹底に努める。

<p>飛驒県事務所</p>	<p>(指導事項)</p> <p>収入証紙の管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 収入証紙の指定売りさばき人への払出し及び同数量の出納管理課からの受入れについて、収入証紙関係出納簿に記載すべきところ、これを行っていなかったため、指定売りさばき人へ払出しを行った後、出納管理課から受入れがなされるまでの間、帳簿と現物の数量が一致しない状態となっていた。</p> <p>2 収入証紙関係出納簿の各月の累計に係る摘要欄に、収支等命令者の証紙残数量に係る確認印を得ることとなっているが、これを行っていないものがあった。</p>	<p>1 「市町村、各総合庁舎内並びに市町村庁舎内の売店等が証紙を販売する場合の証紙売りさばき事務取扱について」（令和元年10月30日改正）を再認識し、指定売りさばき人への払出し及び出納管理課からの受入れの際には速やかに収入証紙関係出納簿に記載することとし、適正な事務処理について周知徹底した。</p> <p>2 岐阜県証紙条例及び同条例施行規則を再確認し、各月の累計及び残数量の確認を行った際には速やかに収支等命令者が確認印を押印するとともに、押印について会計員相互で確認し合うこととし、今後の事務処理に遺漏がないよう周知徹底した。</p>
<p>岐阜保健所</p>	<p>(指摘事項)</p> <p>収入証紙の管理事務において、収入証紙関係出納簿の各月の累計に係る摘要欄に、収支等命令者の証紙残数量に係る確認印を得ることとなっているが、定期監査において令和元年7月に指導したにもかかわらず、11月分について確認印を得ていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>令和元年11月分の累計について、令和元年12月24日に収支等命令者の確認印を得た。</p> <p>事務処理体制の見直しとして、岐阜県証紙条例施行規則第17条の規定及び同規則別記第6号様式備考の記載事項の内容を出納員及び会計員で再度共有した。また、各月の累計に係る確認印について、従来は証紙事務担当者が収支等命令者に依頼をしていたところを、各月末日に総務課長から依頼することとし、内部牽制体制を整備した。</p>

<p>古川土木事務所</p>	<p>(指導事項)</p> <p>収入証紙の管理事務において、収入証紙関係出納簿の各月の累計に係る摘要欄に、収支等命令者の証紙残数量に係る確認印を得ることとなっているが、これを行っていないものがあったので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>収入証紙の管理事務については、岐阜県証紙条例施行規則第17条（別記第6号様式 備考4）の規定に基づき、毎月月末には、関係諸帳簿及び収入証紙の残数量の確認を行い、収支等命令者の残数量に係る確認印を確実に得るように担当者へ周知徹底を行った。</p> <p>また、令和2年度から実施される内部統制制度において、リスク対応策実践チェックシートの独自項目に掲げ、適正な管理を行う。</p>
----------------	--	--